

「京都市認定通訳ガイド（京都市ビジターズホスト）紹介ウェブサイト」
に関する業務委託先募集要項

平成27年の訪日外国人旅行者数は、1,973万人と過去最高を記録し、政府が東京オリンピック・パラリンピックの開催される2020年までに訪日外国人旅行者数の目標を年間4千万人に上方修正する中、平成28年1月～2月の訪日外国人旅行者数は、374万人（前年比約43%増）となり、今後ますます増加が見込まれる状況です。また、世界で最も影響力のある、米国旅行雑誌のワールドベストシティランキングに於いても京都市が2年連続世界1位にランクし、名実ともに「国際観光都市・京都」として世界中から魅力あるデスティネーションとして認知を向上させているところです。

数多く訪れる外国人旅行者に対して、京都滞在中により深い京都の歴史や文化、伝統産業を深く正しく伝え、滞在満足度を向上させ、観光消費額の増加を目指すために、平成28年1月より、京都市及び京都文化交流コンベンションビューロー（以下、「当財団」という）では、京都市認定通訳ガイドの育成を開始しました。一定の語学力を有する方に、旅程管理やホスピタリティなど基本的なガイドスキルと、京都に関する専門的な知識を土台にした外国人観光客の興味やニーズに応えられる為の研修を実施しており、平成28年の夏頃に第一期生の認定を予定しております。

そのような中、今後、京都市ビジターズホストとして認定された人材を京都の観光事業者を中心に広く紹介するための京都市ビジターズホスト紹介ウェブサイト（以下、「人材バンク」という）を立ち上げ、運用を開始します。

本募集では人材バンクの制作と運用業務の委託先を下記の通り募集します。応募される方は、平成28年5月20日（金）までに、必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 委託業務

人材バンクに関する企画、制作及び、運用業務

2. 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託事業は、人材バンクに関する業務を通じて、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- (7) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。
- (9) プライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のいずれかを取得していること。

4. 募集期間

平成 28 年 4 月 27 日（水）から平成 28 年 5 月 20 日（金）まで

5. 契約条件

(1) 契約形態

当財団からの委託契約とする。

(2) 委託予定額

400 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 委託金の支払条件

業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(5) その他

①企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

②委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ当財団の承認を得ることとする。

6. 応募手続等

公募に応募するものは、次の示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 担当：番匠

（〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル 5 階）

電話：075-212-4145 FAX：075-212-4121

(2) 各種必要書類の提出

①提出書類及び提出部数

ア．応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内、登記簿謄本、直近の決算書、実績を示したもの等） 1 部

イ．企画提案書・スケジュール含む（任意様式） 3 部

企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関して

は、別紙仕様書を十分理解したうえで、審査基準を参考に作成するものとする。様式は、A4版横書き（図表についてA3を用いることは可能、ただし、A4版に折り畳むものとする）にまとめること。

ウ. 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

見積の細項目は、仕様書の「委託（予定）業務内容」の各号から抜粋するものとするが、業務全体を通じた管理費等、複数の業務に共通するものについては、適宜再掲等の扱いとすることを妨げない。

企画費等で計上するものについても、単に一式とせず、可能な限り積算根拠を示すこと。

②提出期限

平成28年5月20日（金） 17時 必着

③提出場所

上記（1）のとおり

④提出方法

上記（1）に記載する担当事務局まで、持参又は郵送すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

①本書及び仕様書等に対して質問ができる者は、上記「3. 応募資格」を満たしているものとする。

②質問期限

平成28年5月13日（金） 17時

(4) 注意事項

①公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②失格となる企画提案書

企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

ア. 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ. 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ. 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

① すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

② 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

③ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

④ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- ⑤ すべての提出書類は返却しない。

7. 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、京都市および当財団において、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

- ① 人材バンクに関する企画、制作及び、運営に必要な人材が質・量ともに確保できているか。または、その見込みが具体的にあるか。
- ② 本事業の趣旨を踏まえ、効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ③ 円滑に事業を運営できる体制が確保できるか。
- ④ 見積経費が妥当か。
- ⑤ 仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と当財団が別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を基本に、必要に応じ内容を変更し、双方協議の上契約する。なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

8. スケジュール（予定）

平成 28 年 4 月 27 日	公募開始
5 月 20 日	各種必要書類の提出期限
5 月下旬	委託先の決定
8 月上旬	人材バンク納品
8 月下旬	サイト運用開始

9. その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進ちよく状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に当財団と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市及び当財団に帰属するものとする。
- (4) 本業務委託先募集は、本事業に関連する各種法令や制度等への申請、確認、審査通過等がなされることを前提として業務委託先を募集するものである。

京都市ビジターズホスト紹介ウェブサイト（以下、「人材バンク（仮称）」という）仕様書

1 基本事項

(1) 委託業務名

人材バンクに関する企画，制作及び，運用業務

(2) 業務目的

京都市ビジターズホストとして認定された人材を京都の観光事業者を中心に広く紹介し，引いては京都の国際的なブランド力の強化に資することを目的とする。

(3) 京都市ビジターズホスト（第一期生）の概要

(ア) 受講生 58名

(イ) 対象言語 日本語・英語

(ウ) スケジュール	平成 27 年 12 月	受講生の募集及び選考（書類・面接）
(予定を含む)	平成 28 年 1 月－3 月	基礎研修
	〃 4 月以降	専門研修
	7 月	研修修了
	〃 8 月下旬	第一期生の認定
		人材バンクの運用開始

(4) 業務期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(5) 本業務委託に係る納品物

本業務委託に係る納品物は，以下のとおりとする。

成果物	内容	納入時期
実施計画書	本業務の目的，実施体制，実施内容，スケジュール，管理方法等を実施計画としてまとめたもの	業務委託開始時期
要件定義書	仕様書等の要求事項を実現するために，システムに要求される内容を整理し，技術的観点からまとめたもの	設計書の作成前
	要件定義書に記載された内容を実現するために，実装すべき機能，画面や帳票などの操作や入出力に関する事項，生成及び	

設計書（外部・内部）	保管されるデータの概要など、基礎的な事項をまとめたもの、また、それを実現するために、プログラムやシステムとしてそれをどう実現するかを具体的に定める。機能別の設計書や内部のプログラムの仕様など、技術的な事項をまとめたもの	開発前
テスト計画書・結果報告書	テスト計画書に基づき実施したテストの結果をまとめたもの	テスト終了後
プログラム一式	仕様書に基づき開発したプログラム一式	納品時
ソースコード	OSやミドルウェアの設定ファイル及びパラメータ	納品時
研修テキスト・マニュアル	システムの操作方法等について、実施する研修の内容、方法をまとめたものや、システムの操作方法（一般利用者及びシステム管理者用）や運用方法や障害時における復旧手順等についてまとめたもの	納品時

2 機能

(1) 用語の定義

用語	説明
京都市ビジターズホスト（以下、KVH という）	「京都市認定通訳ガイド制度」のもと、京都市が募集し育成する通訳ガイドの通称。人材バンクに検索の対象となる情報を登録する者。第一期生は58名。今後、毎年50名程度が登録されていく予定。
通訳案内士	国家資格の通訳案内士資格を有するもの。希望があれば、有料でKVHと同様に人材バンクに情報を登録することができる者。
特定利用者	人材バンクの検索機能を使い、登録されている情報が閲覧でき、必要に応じてKVHまたは通訳案内士にコンタクトができる者。
一般利用者	人材バンクの検索機能を使い、登録されている情報の一部が閲覧できるが、同システムを介してのコンタクトはできない者。（一般のネット利用者）
管理者	本システムを管理する者。KVHや通訳案内士などのデータ等の登録・編集・削除を行なう。

(2) 機能概要

本システムの機能概要を以下に記述する。

(ア) 管理者向け機能

機能分類	内容
KVH・通訳案内士・特定利用者の情報登録・編集	○KVH・通訳案内士・特定利用者の情報を登録・編集・削除することができる。 ○情報の登録においては、KVH・通訳案内士によって入力されたものを管理者のもとで、個別または一括で承認することができる。 ○KVH・通訳案内士・特定利用者のID・パスワードを設定・変更・削除することができる。 ○登録された情報について、公開するか否かを設定することができ、「公開」としたもののみが、特定利用者及び一般利用者向け画面に表示される。 ○データベースに登録されたKVH・通訳案内士・特定利用者の情報をCSV形式で出力することができる。
お知らせ登録・編集	○利用者向け画面にお知らせの情報を登録・編集することができる。 ○お知らせ内容には、テキスト以外に写真画像などを埋め込むことができる。

(イ) 特定利用者向け機能

機能分類	内容
募集情報表示	○登録されたKVH・通訳案内士向けの募集情報の表示ができる。
KVH・通訳案内士情報検索	○条件を指定して、データベースに登録されているKVH・通訳案内士情報の検索ができる。 ○設定条件は、フリーキーワードのほか、対応可能日時、対応可能ガイド分野、料金等をチェックボックス選択によって指定できる。
KVH・通訳案内士情報詳細表示	○KVH・通訳案内士の連絡先や料金などの詳細情報が表示できる。
KVH・通訳案内士へのメール送信	○本システムを介して、KVH・通訳案内士にコンタクトすることができる。

(ウ) 一般利用者向け機能

機能分類	内容
お知らせ表示	○登録された一般利用者向けの募集情報の表示ができる。
KVH・通訳案内士情報検索	○条件を指定して、データベースに登録されているKVH・通訳案内士情報の検索ができる。 ○設定条件は、対応可能ガイド分野、料金等をチェックボックス選択によって指定できる。
KVH・通訳案内士情報	○KVH・通訳案内士の基本的な情報が表示できる。(対応可能日時や連

表示	絡先は表示されず、本システムからの連絡はできない
----	--------------------------

(エ) KVH・通訳案内士向け機能

募集情報表示	○管理者や特定利用者が作成し、登録された KVH・通訳案内士向けの情報の表示ができる。
KVH・通訳案内士情報編集	○ID・パスワードを入力することで、専用の画面から、管理者が準備する入力者自身のカレンダーと料金入力覧等の特定の情報を更新することができる。
パスワードの変更	○上記画面へのログインのためのパスワードの変更ができる。

(3) 自動処理

本システムは下表の処理を自動的に行う。

機能	処理タイミング・内容
データバックアップ	○毎日午前 3 時 30 分にデータのバックアップを行なう。

3 キャパシティ要件

(1) キャパシティ要件

項目	想定値 (概数)	備考
特定利用者	最大 3,000 件	
KVH・通訳案内士	最大 500 件	
同時ページアクセス数	10 件	ピーク時

(2) 性能要件

項目	内容	備考
レスポンスタイム	5 秒以内	ネットワーク通信に要する時間を除く

4 可用性要件

項目	内容
システム稼働率	99%以上 (年間ダウンタイム 3.65 日以内)

5 ハードウェア要件

- ・当該ウェブサイトを適切に管理、運営するために必要なサーバのスペックについて、OS、メモリ、CPU、ディスク容量等について、提案すること。また、この提案に基づき当財団が別途準備をするサーバへ納品すること。

6 その他企画提案に盛り込んでいただきたい業務内容

- (1) 各京都市ビジターズホストへの問合せ件数等の月次レポートの作成および改善提案
- (2) 推奨サーバ (条件、料金など・当該費用は本事業の委託費に含めない)

7 実績報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過や成果等を実績報告書等として2部作成し、事業完了後、平成29年3月31日（金）までに提出すること。
- (2) 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者の事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

8 本業務の遂行に当たっての遵守事項

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

9 知的財産権等の取扱いについて

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取り扱いは、次の各号によるものとします。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

- ・受託者は、委託契約に関して本財団が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報は除く）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。但し、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に本財団の承諾を得るものとする。

(2) 知的財産権の帰属等

- ・受託者は、導入業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から28条までに規定する権利を含む）を、無償で本財団に譲渡するものとする。ただし、導入業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という）で、受託者が従来より権利を有していたものについては、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は本財団に対し、当該プログラム構成部品について、本財団及び本財団が許諾した第三者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- ・受託者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使しないものとする。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という）が含まれている場合は、本財団が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを受託者が行なうこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に本財団の承諾を得ることとし、本財団は既存著作権について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- ・なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本財団の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。本財団は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 産業財産権の帰属等

- ・委託契約を実施することによって新たに発生した産業財産権は、本財団に帰属するものとする。
- ・受託者は、第三者の産業財産権又はノウハウ（営業秘密）を実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。
- ・委託契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に産業財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。本財団は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

10 その他

(1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当財団の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

(2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当財団と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当財団の指示するところによるものとする。

(3) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき当財団が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。当財団は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

(以上)